

● 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じたケガ・病気に対しては、保険金をお支払いしません。

1 契約者・被保険者の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者、被保険者による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気等
2 自然災害によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震、噴火またはこれらによる津波（風水害等を含む）が原因で生じたケガ・病気
3 既往症・先天性異常等	<ul style="list-style-type: none"> ● 〆契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常等 ● 始期日より後であっても、弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常等〔ただし、初回保険料払特約（新規用）に定めるところにより、保険料が払い込まれる場合を除きます。〕 ● 後日、お届けする「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常等
4 妊娠・出産にかかわる費用等	<ul style="list-style-type: none"> ● 交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気等
5 （保険制度運営上）ケガ・病気にあたらぬもの等	<ul style="list-style-type: none"> ● 去勢（停留辜丸による去勢を含む）、避妊手術等 ● 乳歯遺残、停留辜丸、睫毛乱生、涙やけ、臍（サイ：へそ）ヘルニア、そけいヘルニア等 ● 歯石取り、肛門腺しぼり等 ● 耳掃除、爪切り〔狼爪（ろうそう）の除去を含む〕、断耳、断尾等
6 ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチン等の予防措置により予防できる病気（ただし、予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかつたと認められる場合を除く）
7 予防費用等	<ul style="list-style-type: none"> ● マイクロチップの装着費用 ● 予防目的の診療費（狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防等） <small>※駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは保険の対象外となります。</small>
8 検査・代替医療等	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断費用、症状を伴わない血液検査・糞便検査費用等 ● 中国医学（鍼灸を除く）、ホメオパシー、酸素療法、理学療法（リハビリテーション）等代替療法、減感作療法等
9 健康食品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物病院で処方される療法食等（ただし、入院中の食餌を除く） ● 獣医師が処方する薬事法上の医薬品以外のもの〔健康補助食品（サプリメント）、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、日本で未承認の薬剤を海外から輸入して処方された場合等〕 ● 持ち帰りのシャンプー、イヤークリーナー等（薬用・医薬品を含む） <small>※洗浄剤以外で承認されている消毒薬等の医薬品であっても、皮膚洗浄目的で使用される製品は、シャンプーとして保険の対象外となります。</small>
10 治療付帯費用等	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外診療費、往診料、文書作成料等 ● ペットホテルまたは預かり料（治療中であっても契約者、被保険者都合のお預かりの場合は保険の対象外となります。） ● カウンセリング料、相談料、指導料等 ● 安楽死、遺体処置等

など

※すべての内容を記載しておりませんので、詳しくは「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。